

# NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社  
発行 税理士法人森田会計事務所  
〒630-8247  
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F  
TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

## 「高度プロフェッショナル制度」創設 平均給与額の3倍相当程度 1075 万円

働いた時間でなく成果で賃金を決める「高度プロフェッショナル制度」（正式名：特定高度専門業務・成果型労働制）の創設が本決まりとなり、厚労省は来年4月の施行を目指す。労働基準法改正による労働時間規制の見直し案をまとめたもので、労働時間制度の選択肢の拡大である。

賃金計算を「脱労働時間給」に置き、残業代支払いはなく、長時間労働防止や有給休暇取得率を高める狙いがある。対象業務は「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」性質の業務。金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務（企業・市場等の高度な分析業務）、コンサルタントの業務（事業・

業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務）、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定される。

（省令のため変更しやすく、今後対象拡大の可能性が高い）対象労働者は本人の合意が必要で職務の範囲が明確に定められ、その職務範囲内で働くもの。

対象者の年収について「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る」レベルの1075万円を参考に省令で定める。（今後この金額が下がる可能性もあり対象者が増える）経営者側からは「生産性アップを期待する」との声があるが、労働者側からは「年俸契約のような労働契約を結ぶ独立採算型」との声も出ている。

## 個人事業主の所得拡大促進税制は 2014 年分の所得税申告から初適用

2014 年分所得税の確定申告は2月16日から始まっているが、留意したいものの一つに所得拡大促進税制がある。同税制は、すでに2013年4月から法人税で適用されているが、所得税でも2014年分の確定申告から適用がスタートする。

個人事業主は、2013年が基準事業年度、2014年が適用1年目となり、2014年に雇用者給与等支給額などの要件を満たしていれば、確定申告で所得税額控除が受けられる。

同税制は、青色申告書を提出する個人が、2014年から2018年の各年において、雇用者給与等支給増加額の10%相当額を所得税額から控除できる（控除限度額は、適用年分の事業所得の金額に係る所得税額の10%（中小企業者は20%）相当

額）。

適用要件は、まず(1)適用年分の雇用者給与等支給額が、基準となる2013年分の雇用者給与等支給額と比べて、2014年分・15年分は2%以上、2016年分は3%以上増加していることがある。

加えて、(2)適用年分の雇用者給与等支給額が前年分の雇用者給与等支給額を下回らないこと、(3)適用年分の平均給与等支給額が前年分の平均給与等支給額を下回らないこと、の3つの要件を満たすことが必要となる。雇用者給与等支給額とは、適用する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。また、国内雇用者は、使用人のうち、事業主の特殊関係者は除かれるので注意したい。